

中央保育所について、 お知らせします



中央保育所の活動内容や、入所規準、
保育料などについて、ご紹介します。

①施設・設備状況

- 平成11年4月 乳児室整備
(沐浴、調乳室を設置)
- 平成13年10月 下水道・トイレ水洗化工事終了
(シャワー室完備)

②入所状況(平成20年11月1日現在)

乳児	3歳児 未満	3歳児	4歳児	5歳児	計
2名	11名	3名	18名	17名	51名

③職員数

所長	保育士	調理員	用務員	計
1名	5名	1名	1名	8名

④開所時間(8時00分～17時30分)

- 通常保育時間→8時00分～16時00分
- 時間外保育→16時00分～17時30分

時間	1～2歳児	3歳児以上
8:00～8:30	登所	登所
8:30～9:30	おやつ	自分の選んだあそび・色々な活動
9:30～11:15	あそび時間	
11:15～12:30	昼食準備・昼食	昼食準備・昼食
12:30～14:30	おひるね	おひるね
14:30～15:00	おやつ	おやつ
15:00～16:00	あそび時間	あそび時間
16:00	降所	降所
16:00～17:30	お迎えを待つ (あそび時間)	お迎えを待つ (あそび時間)

⑤保育目標・保育方針

「あそんで 育ちあう・学びあう」

保育所保育指針に基づき、子どもの発達に
応じた保育を進める。

⑥入所規準

- 1)両親が外で仕事をしている場合
- 2)親が家庭で家事以外の仕事をしている場合
- 3)様々な理由で親がいない場合
- 4)母親が出産・病気等で保育ができない場合
- 5)病人等の看護で保育ができない場合
- 6)災害にあい、その復旧のため保育ができない場合



⑦保育料

乳幼児の属する世帯の階層区分		
階層区分	定 義	
1	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)	
2	第1階層及び第4～7階層を除き、前年度分の町民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	町民税非課税世帯
3	第1階層を除き、前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の区分が次の区分に該当する世帯	町民税課税世帯
4		40,000円未満
5		40,000円以上 103,000円未満
6		103,000円以上 413,000円未満
7		413,000円以上
徴収金額(月額)		
階層区分	3歳児未満	3歳・4歳児以上
1	0円	0円
2	7,650円	5,100円
3	16,570円	14,020円
4	25,500円	22,950円
5	37,820円	3歳児 35,190円 4・5歳児 32,460円
6	51,850円	3歳児 37,740円 4・5歳児 32,460円
7	68,000円	

⑧主な行事

4月	入所式・健康診断
5月	鯉のぼりまつり
6月	歯科検診・人形劇公演
7月	遠足・プール
8月	七夕・プール・運動会
9月	夕食会・地域行事参加
10月	収穫祭
11月	お遊戯会・老人クラブ招待
12月	餅つき・クリスマス会
1月	かるた大会
2月	豆まき
3月	ひなまつり・お別れ会・卒所式・修了式
	●毎月…誕生会・身体測定・避難訓練
	●年3回…交通安全指導

⑨入所手続等お問い合わせ先

幌延町立中央保育所 電話 5-1254